

## 安定した電力供給の確保を求める意見書

東日本大震災における、福島第一原子力発電所の事故以来、定期検査中の原子力発電所の再稼働の見通しが立っていない。四国電力伊方発電所においても、3号機が4月29日、1号機が9月4日から停止しており、さらに来年1月中旬からは、2号機も定期検査に入り、四国島内電力の約40%を供給する伊方発電所の停止という事態に陥るおそれが出てきた。その影響として、早速今冬の電力不足が懸念されている。四国電力によると供給対策として、長期計画停止中の阿南2号機の運転再開、自家発電等からの受電、本川1号機の点検作業の繰り延べなどで需給のバランスを図る計画であるが、これらの対策を講じても520万キロワットの過去最大電力需要に対し、供給力は530万キロワットであり、供給予備率は約2%と極めて不安定な需給状況が予想される。

国は、7月に原子力発電所の運転再開にあたって、通常より高い負荷をかけて検査をするストレステストを導入し、伊方原発3号機においては11月14日に一次評価の報告を行っている。しかし、原子力安全保安院による審査と原子力安全委員会による確認などに要する期間についてはいまだ不透明である。国民の生活に欠かせない電力の需給が今後も不安定な状況が続けば、日本経済の弱体化が進み、国民の日々の暮らしへの影響もはかり知れない。

よって、国におかれては、今冬、来夏の不安定な電力需給問題に対し、安定した電力供給の確保に向けた方針を具体的に示すとともに、将来の電力行政のあり方について国民に説明することを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

高知県議会議長 中 面 哲

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
経済産業大臣  
内閣官房長官

} 様